

愛媛県立今治病院整備事業
入札説明書

令和7年9月（令和8年3月修正）

愛媛県

—目 次—

第 1 入札説明書の位置付け	1
第 2 事業の概要	1
1 事業名	1
2 建設地の概要	1
3 整備する施設の機能及び規模	1
4 事業方式	3
5 業務内容	3
6 工期	3
7 予定価格（消費税及び地方消費税を除く）	3
8 関係法令等の遵守	3
9 地域経済の振興	3
第 3 事業者の募集等に関する事項	3
1 事業者の募集及び選定の方法	3
2 本事業の設計及び工事等に関する要求水準等	4
第 4 参加要件	4
1 応募者の構成等	4
2 共同事業体の構成員に共通する参加要件	4
3 応募者を構成する構成員の変更	10
4 一般競争入札参加要件確認基準日	10
5 参加要件の喪失	10
第 5 事業者選定のスケジュール等	10
1 事業者選定のスケジュール	10
2 入札説明書等の交付	10
3 入札説明書等に関する説明会及び質問・意見の受付等について	11
4 入札参加要件の確認等	12
5 個別対話の実施	13
6 入札の辞退	14
7 入札手続き	14
第 6 応募に際しての留意事項	17
1 費用負担	17
2 入札保証金	17
3 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置	18
第 7 審査及び選定に関する事項	18
1 審査及び選定に関する基本的な考え方	18
2 整備検討委員会の設置	18
3 ヒアリングについて	18
4 審査及び選定結果並びに公表方法	18
5 落札者の決定結果の公表方法	18
第 8 本事業における契約の基本的な考え方	18
1 事業契約に関する基本的な考え方	18

2	契約保証金	19
3	支払条件	19
第9	その他本事業の実施に関する事項	19
1	落札者に対する「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」及び「愛媛県製造の請負等に 係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」の適用	19
2	県の競争入札参加資格に関する問合せ先	19
3	応募者を構成する法人の名称の公表	20
4	本事業に係る情報の提供方法	20
5	本事業の入札に関する苦情の申立て	20
6	本事業の事務局及び問合せ先	20

第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、愛媛県（以下「県」という。）が実施する愛媛県立今治病院整備事業（以下「本事業」という。）への入札に参加する事業者（以下「事業者」という。）を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により選定するために交付するものである。

なお、本入札説明書は、平成6年4月15日マラケシュにおいて作成された政府調達に関する協定、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）及び本入札に係る公告（平成29年8月1日付け愛媛県報第2896号）において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書は、以下により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
 - (1) 別添資料1 要求水準書
 - ア 付属資料Ⅰ 部門計画
 - イ 付属資料Ⅱ 諸室リスト・凡例
 - ウ 付属資料Ⅲ 施設整備業務等における事業者と県との業務区分表
 - (2) 別添資料2 落札者決定基準
 - (3) 別添資料3 様式集
 - (4) 別添資料4 事業契約書（案）
 - (5) 別添資料5 参考資料

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下、入札説明書及び入札説明書別添資料並びにそれに係る質問回答書を総称して「入札説明書等」という。）。入札説明書等のうち、上記2（5）の書類を除く全ての資料は、事業者が提案書類を作成する上での前提となる。

第2 事業の概要

1 事業名

愛媛県立今治病院整備事業

2 建設地の概要

- (1) 建設計画地
愛媛県今治市しまたの杜1番2
- (2) 敷地面積
28,245.60 m²（実測値）

3 整備する施設の機能及び規模

(1) 施設の概要

施設名	工事種別	概要
病院棟	新築	215床、24診療科、免震、屋上ヘリポート
医師及び看護師宿舎	新築	30戸

(2) 担うべき医療機能・役割

今治圏域における将来の医療需要、地域の医療機関からの意見等を踏まえ、県立今治病院に求められる機能については以下のとおり。

ア 担うべき医療機能の基本的な考え方

- ①今治圏域において最多の病床を有する中核病院として、他の医療機関では対応が困難な政策的医療や高度・急性期医療を中心に担う。
- ②圏域の医療機関との適切な役割分担と連携の下で、県立病院として対応すべき医療機能を強化する。
- ③圏域の医療供給体制の状況を踏まえ、医療機関、医師会、市町との役割分担を明確化し連携を強化した上で、不足する圏域の医療提供体制を補完する。

イ 主要な分野における機能、役割、取り組み

(ア) 政策的医療

分野	機能、役割、取り組み
救急医療	・二次救急輪番病院として救急医療の中核を担い、輪番病院をバックアップ
災害医療	・圏域唯一の災害拠点病院としての体制確保。建物の免震化・屋上ヘリポートなど施設の機能強化
周産期医療	・圏域唯一の地域周産期母子医療センターとして必要な体制を確保
小児医療	・休日・夜間の小児救急に対応するとともに、二次救急輪番病院の後方支援
へき地医療	・圏域唯一のへき地医療拠点病院として、地域の医療機関と連携し、島しょ部の医療を支援
感染症医療	・第二種感染症指定医療機関の指定に向け、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に備えた病床を整備

(イ) 高度・急性期医療等

分野	機能、役割、取り組み
高度急性期医療	・高度急性期病床（HCU）を6床増床 ・循環器内科、脳神経外科、消化器内科、消化器外科、麻酔科の体制を強化
その他	・高齢患者の増加等に対応した総合診療科や予防医療推進のための検診センターの設置

(3) 病床数

215 床（一般病床数 211 床、第二種感染症病床数 4 床）
（うち特定加算病棟：HCU12 床、NICU3 床、GCU6 床含む）

(4) 診療科数

24 診療科

(内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、血液内科、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、総合診療科、心療内科、精神科、外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、産婦人科、麻酔科、放射線科)

なお、本事業に至る経緯については、下記のホームページを参照のこと。

愛媛県立今治病院老朽化対策基本計画について

<https://www.pref.ehime.jp/page/121218.html>

4 事業方式

本事業の事業方式は、設計・施工一括発注方式（事業者が整備する施設の設計（基本設計及び実施設計をいう。）、施工、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

5 業務内容

- (1) 施設整備に係る設計業務（基本設計、実施設計及び工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務並びに照査業務を含む。）及びその関連業務（地質調査その他の調査業務を含む。）（以下「設計業務」という。）
- (2) 施設整備に係る建築工事（建築設備工事を含む。）、外構工事及びそれらの関連工事（以下「工事業務」という。）
- (3) 施設整備に係る工事監理業務及びその関連業務（以下「工事監理業務」という。）

6 工期

契約の締結の日の翌日から令和12年8月31日（土）までの期間。

ただし、病院棟、医師及び看護師宿舍並びに外構の完成期日は令和12年4月30日（火）とする。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を除く）

19,195,552,000円

8 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

9 地域経済の振興

本事業は愛媛県発注の大規模工事となることから、事業者においては、地元企業や県産品・資材等の活用による地域経済の振興に配慮することが期待される。

第3 事業者の募集等に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札によるものとする。

本事業の入札手続は、次のとおり、(1) 一般競争入札参加要件確認（本事業の入札に参加する者（以下「応募者」という。）の参加要件確認）、(2) 総合評価（提案内容等の審査）の2段階により実施する。

(1) 一般競争入札参加要件確認（応募者の参加要件確認）

一般競争入札参加要件の確認として、第4.1に規定する応募者が、第4.2に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。

(2) 総合評価（提案内容等の審査）

(1)により一般競争入札参加要件を有すると確認された応募者から提出された入札金額及び提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面によるほか、プレゼンテーション・ヒアリングを通じて行う予定である。

2 本事業の設計及び工事等に関する要求水準等

本事業を実施する上で、事業者が実施すべき業務及び内容は、入札説明書別添資料1「要求水準書」として提示する。

第4 参加要件

1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、2者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。ただし、構成員のうち、工事業務を実施する者は2者又は3者とする。
- (2) 共同企業体の有効期間は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
 - ア 本事業の契約の相手方となった場合 本事業の契約の履行後3箇月を経過するまでの期間
 - イ 本事業の契約の相手方とならなかった場合 本事業の契約が締結されるまでの期間
- (3) 本事業の施工方式は、次のいずれかの方式とする。
 - ア 共同施工方式
 - イ 分担施工方式（工事業務に係る部分にあつては、共同施工方式）
- (4) 共同施工方式における最低出資比率は、構成員が2者の場合にあつては30%以上、3者以上の場合にあつては20%以上とすること。
- (5) 共同企業体の代表者は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。
- (6) 入札、契約の締結及び契約に基づく行為については、共同企業体の代表者の代表取締役が行うこととする。なお、支店長等の代理人との契約は行わない。
- (7) 共同企業体の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

2 共同事業体の構成員に共通する参加要件

(1) 共通事項

構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認

可の決定を受けている者を除く。)

ウ 参加要件確認書類の受付期間の最終日(以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。)から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)の規定による入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 応募者の構成員又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が次に掲げる者でないこと。

(ア) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

(イ) 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 暴力団員等又は(イ)に掲げる者がその事業活動を支配する者

オ 次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかの関係に該当する場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が再生手続(民事再生法第2条第4号に規定する再生手続をいう。以下同じ。)が続行中の会社又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかの関係に該当する場合

a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が続行中の会社又は更生会社である場合を除く。

b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の関係

(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ア)、(イ)若しくは(ウ)の関係を有する者でないこと。

(ア) 商号 野村証券株式会社

所在地 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(イ) 商号 株式会社長大

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

- (ウ) 商号 森・濱田松本法律事務所
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号丸の内パークビルディング
- ク 愛媛県立今治病院整備検討委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ア)、
(イ)若しくは(ウ)の関係を有する者でないこと。

(2) 設計業務を実施する者

設計業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。ただし、設計業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者はア(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たし、その他の者はア(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。なお、ア(エ)及びイの要件は、複数の者により満たすことができる。

ア 構成員に関する要件

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、業種区分「建築関係建設コンサルタント業」について令和7年度及び令和8年度の特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (ウ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年4月1日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事(増築の場合は、増築に係る部分の病床数が150床以上のものに限る。以下同じ。)の実施設計業務の元請(共同企業体の構成員として請け負った場合にあつては、主たる設計者として請け負ったものに限る。イ(ア)から(ク)までにおいて同じ。)としての業務実績を有していること。
- (エ) 設計業務の管理技術者(設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。イにおいて同じ。)及び各分野を担当する主任技術者(担当する分野の設計者として管理技術者の下でその担当する分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。イにおいて同じ。)として、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において雇用期間が3箇月以上経過しているものを配置することができること。

イ 技術者に関する要件

- (ア) 管理技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、管理技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として、平成22年4月1日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。
- (イ) 照査技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、管理技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として、平成22年4月1日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができるこ

と。

- (ウ) 建築意匠分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、平成 22 年 4 月 1 日以降に設計が完了した一般病床の数が 150 床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。
- (エ) 建築構造分野を担当する主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ、平成 22 年 4 月 1 日以降に設計が完了した一般病床の数が 150 床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。
- (オ) 電気設備分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有する者を配置することができること。
- (カ) 電気設備分野を担当する主任技術者又は担当技術者として、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、平成 22 年 4 月 1 日以降に設計が完了した一般病床の数が 150 床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。
- (キ) 機械設備分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有する者を配置することができること。
- (ク) 機械設備分野を担当する主任技術者又は担当技術者として、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、平成 22 年 4 月 1 日以降に設計が完了した一般病床の数が 150 床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。
- (ケ) 管理技術者、照査技術者及び各分野を担当する主任技術者は、それぞれ 1 名ずつ配置することとし、兼任しないこと。

(3) 工事業務を実施する者

工事業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。

ア 代表者である構成員に関する要件

- (ア) 令和 5 年度又は令和 6 年度に完成した愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。ただし、完成検査後に評定点に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の令和 5 年度の平均点数又は令和 6 年度の平均点数のいずれかが 65 点未満の者でないこと。
- (イ) 建築工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。
- (ウ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、工事種別「建築一式工事」について令和 7 年度及び令和 8 年度の特定調達契約に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (エ) 法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（その審査の基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去 1 年 7 箇月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下同じ。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事にお

いて1,500点以上の者であること。

- (オ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年4月1日以降に完成した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあつては、当該共同企業体の代表者として請け負ったものに限る。ウ（ア）bにおいて同じ。）としての施工実績を有していること。
- (カ) 現場代理人及び監理技術者（法第26条第3項第2号に掲げる監理技術者を除く。ウ（ア）b及び（イ）bを除き、以下同じ。）として、代表者である構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において3箇月以上経過しているものを配置することができること。
- (キ) 現場代理人を常駐で配置することができること。

イ 代表者以外の構成員に関する要件

- (ア) ア（ア）から（ウ）までに掲げる要件を満たすこと。
- (イ) 経営事項審査の結果通知書の総合評価値が、建築一式工事において850点以上の者であること。
- (ウ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年4月1日以降に完成した一般病床を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあつては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。ウ（イ）bにおいて同じ。）としての施工実績を有していること。
- (エ) 主任技術者として、代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において3箇月以上経過しているものを配置することができること。

ウ 技術者に関する要件

- (ア) 監理技術者として、次の要件を全て満たす者を専任で配置することができること。
 - a 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。（イ）aにおいて同じ。）の交付を受け、及び監理技術者講習を修了していること。
 - b 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年4月1日以降に完成した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事であつて、元請として施工したものに監理技術者（法第26条第3項第2号に掲げる監理技術者及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による改正前の法第26条第4項に規定する特例監理技術者を除く。（イ）bにおいて同じ。）、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占める経験に限る。以下同じ。）を有していること。ただし、当該経験が総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、当該経験として認めない。
- (イ) 主任技術者として、次の要件を全て満たす者を専任で配置することができること。
 - a 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者

証の交付を受け、及び監理技術者講習を修了していること。

- b 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した一般病床を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事であって、元請として施工したものに監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験を有していること。ただし、当該経験が愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものは、当該経験として認めない。

(4) 工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも 1 者はア (ア) から (エ) までの全ての要件を満たし、その他の者はア (ア) から (ウ) までの全ての要件を満たすこと。なお、ア (オ) 及びイの要件は、複数の者により満たすことができる。

ア 構成員に関する要件

- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、業種区分「建築関係建設コンサルタント業」について令和 7 年度及び令和 8 年度の特定期間調達契約に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (ウ) 本事業における工事業務を実施する者でないこと。
- (エ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 22 年 4 月 1 日以降に完了した一般病床の数が 150 床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請(共同企業体の構成員として請け負った場合にあつては、主たる工事監理者として請け負ったものに限る。イ (イ) において同じ。)としての業務実績を有していること。
- (オ) 工事監理業務の管理技術者(工事監理業務全般の管理及び統括を行う者をいう、イ (イ) において同じ。)及び各分野を担当する主任技術者(担当する分野の工事監理者として管理技術者の下でその担当する分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。イ (イ) において同じ。)として、工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において雇用期間が 3 箇月以上経過している者を配置することができること。

イ 技術者に関する要件

- (ア) 本事業における設計業務を実施する者でない者を配置することができること。
- (イ) 管理技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、平成 22 年 4 月 1 日以降に完了した一般病床の数が 150 床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請として実施したものに管理技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として従事した経験を有する者を配置すること

ができること。

3 応募者を構成する構成員の変更

一般競争入札参加要件確認書類を提出してから契約締結に至るまでの間、応募者を構成する構成員の変更は認めない。ただし、特別の事情があり、やむを得ないと県が認めた場合はこの限りではない。

4 一般競争入札参加要件確認基準日

一般競争入札参加要件確認基準日は、令和7年12月4日（木）とする。

5 参加要件の喪失

応募者を構成する法人が、第4.2に示す参加要件について、一般競争入札参加要件確認基準日から県が落札者を決定した日までの間において、当該要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者の一般競争入札参加要件を取り消すものとする。

なお、落札者の決定後、事業契約締結までの間において、当該落札者が第4.2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該事業契約を締結しないことがある。

第5 事業者選定のスケジュール等

1 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール	事業者選定プロセス
令和7年9月19日（金）	入札公告、入札説明書等交付開始
令和7年10月2日（木）	入札説明書等に関する説明会の開催
令和7年10月17日（金）まで	入札説明書等に関する質問等【第1回】の受付期限
令和7年11月14日（金）	入札説明書等に関する質問等【第1回】への回答公表
令和7年11月28日（金） ～12月4日（木）	参加要件確認書類の受付期間
令和7年12月9日（火）	参加要件確認結果の通知
令和8年1月21日（水） ～1月23日（金）	個別対話の実施予定期間
令和8年2月18日（水）まで	入札説明書等に関する質問等【第2回】の受付期限
令和8年3月13日（金）	入札説明書等に関する質問等【第2回】への回答公表
令和8年4月22日（水） ～4月27日（月）	入札提案書類の受付期間 (※第4.2に示す担当者に関する要件確認を実施)
令和8年4月27日（月）	開札日
令和8年6月下旬（予定）	落札者の決定及び公表
令和8年7月下旬（予定）	契約締結

2 入札説明書等の交付

入札説明書等を以下のとおり交付する。なお、入札説明書等は、県のホームページに掲載する。

(1) 交付期間

この公告の日から令和7年12月4日(木)までの執務時間中(愛媛県の休日を含める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の8時30分から17時15分までをいう。以下同じ。)

(2) 交付場所

第9.6に掲げる事務局とする。

(3) 留意事項

入札説明書等のうち、参考資料は県のホームページでは掲載しないため、第9.6に掲げる事務局にて交付する。なお、参考資料の交付を受ける者は、入札説明書別添資料3「様式集」(様式1)「参加表明書」、(様式2)「守秘義務の遵守に関する誓約書」を記入の上、第9.6に掲げる事務局へ提出したものに限る。

3 入札説明書等に関する説明会及び質問・意見の受付等について

(1) 入札説明書等に関する説明会

県は、以下のとおり、入札説明書等に関する説明会を開催する。

開催日時	令和7年10月2日(木) 【建設地見学】10:00~11:30 【説明会】13:30~15:30
開催場所	【建設地見学】今治市しまなみの杜1番2 【説明会】愛媛県立今治病院 2F 講堂
参加者等	本事業への参画を希望する事業者。ただし、1社につき3名までとする。参加希望者は令和7年9月29日(月)の執務時間中までに、入札説明書別添資料3「様式集」(様式3)「入札説明書等に関する説明会参加申込書」に従い記入し、第9.6に掲げる事務局に電子メールにて申し込みを行うこと。
当日の連絡先	愛媛県立今治病院 総務医事課 庶務係 TEL:0898-32-7111(内線212)
その他	・建設地見学については、事務局から説明は行わないため、参加者は開催時間内で自由に見学すること。 ・説明会では、入札説明書等の配布は行わないため、参加者は県のホームページからダウンロードする等各自持参すること。 当日の質問は受け付けるが、正式な回答ではないため、改めて書面にて質問を提出すること。

(2) 入札説明書等に関する質問・意見の受付

ア 質問等の方法

質問・意見の内容を分かり易く簡潔にまとめ、入札説明書別添資料3「様式集」(様式4)「入札説明書等に関する質問書」に従い記入し、提出すること。なお、第2回の質問等は、参加要件の確認を受けた代表者より提出すること。

イ 受付期間

第1回	令和7年10月17日(金)までの執務時間中
-----	-----------------------

ウ 提出方法

電子メールで下記宛に提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

オ 入札説明書等に関する質問等に対する回答

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、質問者のノウハウに関する判断される質問を除き、県のホームページで公表する。

なお、質問者のノウハウに関する判断される質問に対する回答は、公表時期及び公表方法に関わらず、適宜当該質問者に対して通知する。

カ 留意事項

入札説明書等（特に別添資料1「要求水準書」など）の内容が書面のみでは明瞭化し難いため、応募者が入札提出書類を作成する際に、要求水準を満たしているか否かについて、自らでは判断し難い事項が含まれているものと認識している。

このため、応募者は、動線計画、配置計画及び諸室面積に係る水準について、第1回及び第2回入札説明書等に関する質問等における前述の「ノウハウに関する質問」として、任意の様式（図面等を含む。）で質問することができる。なお、当該質問時の内容は、入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。

4 入札参加要件の確認等

(1) 参加要件確認書類の受付等

本事業の入札に参加する者は、以下の手順により、参加要件確認書類を県に提出し、確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年11月28日（金）から12月4日（木）までの執務時間中

イ 提出方法

書類は持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出することとし、電報及び電送による提出は認めない。

ウ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(2) 参加要件確認書類の構成等

参加要件確認書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集（様式5から様式7-4まで）」を参照のこと。

(3) 参加要件の確認方法

参加要件の確認は、応募者が第4.2に規定する参加要件を満たしているか否かを確認する。なお、当該確認は、原則として書面によるものとする。

(4) 参加要件確認結果の通知

参加要件確認の結果は、参加要件確認書類を提出した代表者に対して、令和7年12月9日(火)までに、書面により通知する。

なお、本入札に参加する要件がないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

ア 入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、愛媛県公営企業管理者に対して説明を求めることができる。

イ 上記アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和7年12月23日(火)までの執務時間中に第9.6に掲げる場所に持参して提出すること。郵送、電報及び伝送による書面は受け付けない。

ウ 上記イに対する回答は、令和8年1月13日(火)までに、書面により行う。

5 個別対話の実施

(1) 目的

本事業は、病院施設の整備事業という特殊性の高い事業であるため、別添資料1「要求水準書」等で示す内容に関して、県と応募者間の十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨及び県の意図を理解し、県がこの趣旨等に沿ったよりよい提案を受けることを目的に、参加要件の確認を受けた応募者を対象に個別対話を実施する。

個別対話の実施に当たっては、応募者間での公平性・透明性の確保に配慮する。

(2) 個別対話参加申請書等の提出

参加要件の確認を受けた応募者は、その後に実施される個別対話に参加することができる。

希望者は、以下の手順に基づき、個別対話参加申請書等を提出すること。各書類の詳細は、入札説明書別添資料3「様式集(様式8から様式10まで)」を参照のこと。

ア 提出書類

(ア) 個別対話参加申請書(様式8)

個別対話への参加を希望する旨(希望日程等を含む)の申請書

(イ) 個別対話に関する誓約書(様式9)

応募者間での公平性・透明性の確保に配慮した上で、有益な意見交換を円滑に行うために必要な事項として、後日、応募者に対して通知される実施要領等の内容を遵守する旨の誓約書

(ウ) 個別対話における議題内容等申請書(様式10)

当日に議題として取り上げることを望む内容に関する申請書

イ 受付期間

令和7年11月28日（金）から12月4日（木）までの執務時間中

ウ 提出方法

書類は持参又は郵送等により提出することとし、電報及び電送による提出は認めない。

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(3) 個別対話の実施予定期間

令和8年1月21日（水）から1月23日（金）まで

(4) 資料等の持込み

対面・口頭による意見交換を原則とする。ただし、相互の意思疎通を円滑に図るために必要がある場合は、応募者が自ら個別対話の場に図面、資料等を提示することは可能とする。

(5) その他

個別対話の詳細については、個別対話に関する実施要領を確認すること。

6 入札の辞退

参加要件確認結果通知書の送付を受けた応募者は、第5.7.(6)に示す開札までの間、入札辞退届（様式16）を県に持参又は郵送等により提出することで、随時、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

7 入札手続き

(1) 入札提出書類の提出

代表者は、以下の手順に従い、入札書及び提案内容を記載した書類（以下「入札提出書類」という。）を県に提出する。

ア 受付期間

- ・持参：令和8年4月22日（水）から4月27日（月）までの執務時間中
ただし、4月27日（月）については8時30分から11時まで
- ・郵送等：令和8年4月22日（水）から4月24日（金）までの執務時間中

イ 提出方法

持参又は郵送等により提出するものとし、電報及び電送による提出は認めない。なお、郵送等の場合は、4月24日（金）17時15分必着とする。

ウ 提出先

- ・持参：愛媛県公営企業管理局会議室（都合により変更する場合がある。）

- ・郵送：第9.6に掲げる事務局とする。
- ・その他：持参する場合は、第9.6に掲げる事務局に予定時間を事前連絡すること。

(2) 入札提出書類について

入札提出書類の構成(部数を含む)及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集(様式11から様式15、様式18から様式23-8、CD-ROMまで)」を参照のこと。

(3) 入札提出書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、県が公表、展示及びその他本事業に関し必要と認める用途に用いる場合、県は、これを無償で使用できるものとする。また、入札提出書類については、返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(4) 県からの提示資料の取扱い

県が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 入札に当たっての留意事項

ア 入札書(入札説明書別添資料3「様式集」(様式14))は、直接提出する場合には、任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名(愛媛県)」、「応募者名」、及び朱書きで「愛媛県立今治病院整備事業に係る入札書在中」の旨を記載すること。郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表に応募者名を朱書きし、外封筒の表には「宛名(愛媛県)」を記載するとともに、「何月何日開札愛媛県立今治病院整備事業に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

エ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

オ 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。

カ 入札時には身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)を持参すること。

キ 入札には、代表者又はその代理人のみ参加できるものとする。なお、代理人の場合には、(様式13)委任状(代理人)を併せて持参すること。

ク 応募者がいないときは、入札を中止するものとする。

ケ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、ま

- たは入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- コ 応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- サ 応募者は、2つ以上の提案を行うことはできない。
- シ 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、当該規定は入札提出書類の審査の過程において、県が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- ス 応募者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 開札

ア 日時 令和8年4月27日(月)14時

イ 場所 愛媛県公営企業管理局会議室(都合により変更する場合がある。)

ウ 開札に当たっての留意事項

- (ア) 開札は、代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、代表者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (イ) 開札会場には、代表者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(ア)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (ウ) 代表者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。
- (エ) 代表者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある職員に本入札における参加要件確認結果の通知の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (オ) 代表者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- (カ) 開札をした場合において、入札金額が予定価格の範囲に達した入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。
- (キ) 開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格の範囲内であるか否かについて確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合のその入札書は無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 一般競争入札参加要件確認書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときのその者の提出した入札

エ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6月1日制定)に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札

- オ 代理権限のない者のした入札
- カ 入札書において入札参加者本人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のない又は判然としないもの
- キ 代理人が入札する場合、入札書において入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- ク 郵便により入札提出書類を提出する場合において、その送付された入札提出書類が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- ケ 入札提出書類の記載事項が不明なもの又は入札提出書類に記名若しくは押印のないもの
- コ 入札提出書類が不足しているもの
- サ 同一の応募者が2通以上の入札書を提出したもの
- シ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- ス 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- セ 入札参加者の入札保証金の金額等が、実際の入札金額の100分の5に満たない者又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額に満たない者若しくは保証金額が入札金額の100分の10に満たない者の当該入札
- ソ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- タ 整備検討委員会の委員に対し、故意に接触をした者がした入札
- チ 予定価格を超える金額で入札したもの
- ツ その他入札に関する条件に違反したとき

第6 応募に際しての留意事項

1 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

2 入札保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。

イ 入札保証金の納付期間（納入通知書（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第7号（その1））によるもの）

令和8年4月15日（水）から同月22日（水）まで

ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。

（ア）提出期間

令和8年4月15日（水）から同月27日（月）までの受付時間中

(イ) 提出場所

第5 7(1)ウに掲げる場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

(エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から令和8年7月31日(金)までの期間を含むこと。

3 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置

本事業の応募に際し、落札者の決定までの間に、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該応募者の一般競争入札参加要件を取り消すものとする。また、落札者の決定から、契約締結までの間に不正行為の事実が発覚した場合には、当該応募者と締結しないことがある。更に、契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。

第7 審査及び選定に関する事項

1 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査の詳細は、入札説明書別添資料2「落札者決定基準」を参照のこと。

2 整備検討委員会の設置

事業者選定に際しては、学識経験者等の外部委員等により構成される「愛媛県立今治病院整備検討委員会」(以下「整備検討委員会」という。)を設置し、意見を聴くものとする。

なお、整備検討委員会を構成する委員の氏名等は令和7年8月27日(水)に県のホームページにより公表済みである。

3 ヒアリングについて

県は、提案内容の詳細の確認等を目的として、整備検討委員会において、応募者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。ヒアリング実施の有無、日時及び方法等については、別途、代表者に対して通知する。

4 審査及び選定結果並びに公表方法

整備検討委員会における審査及び選定の概要については、県のホームページにより公表する。

5 落札者の決定結果の公表方法

落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに代表者に対して通知するとともに県のホームページ等により公表する。

第8 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の締結

県は、落札者となった応募者との間で事業契約を締結するものとする。詳細は、入札説明

書別添資料4「事業契約書（案）」を参照のこと。

(2) 落札者決定後から契約締結までの特記事項

落札者決定後から契約締結までの各種費用負担及び手続き条件等は以下のとおりである。

- ア 落札者としての決定を受けて以降、契約締結までに係る費用は、落札者の負担とする。
- イ 落札者が契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

2 契約保証金

契約に際しては、工事請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

3 支払条件

- ア 前金払は、設計業務及び工事監理業務にあつては、各会計年度の履行高予定額の10分の3に相当する額以内の額とする。工事にあつては、各会計年度の出来高予定額の10分の4に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内）
- イ 工事において、中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、10年度にあつては2回、11年度にあつては4回、12年度にあつては1回を限度とする。
- ウ 各会計年度の支払限度額は、契約金額に対して概ね次の割合を想定している。
 - 令和8年度 10分の0.06
 - 令和9年度 10分の0.19
 - 令和10年度 10分の3.5
 - 令和11年度 10分の4.8
 - 令和12年度 10分の1.4

第9 その他本事業の実施に関する事項

1 落札者に対する「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」及び「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」の適用

落札者は、参加要件確認期間中に「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」又は「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」に基づく入札参加資格停止を受けていた場合は、各要綱に基づき別途措置が講じられることがある。

2 県の競争入札参加資格に関する問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ：089-912-2643

3 応募者を構成する法人の名称の公表

県は、開札後、応募者を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

4 本事業に係る情報の提供方法

審査の結果その他本事業に係る情報の提供は、適宜、県ホームページ等を通じて行う。

5 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における参加要件の確認その他の手続きに関しては、「特定調達に係る苦情処理手続要綱」(平成8年4月愛媛県告示第2号)により、愛媛県特定調達苦情検討委員会(連絡先:愛媛県出納局会計課用品調達係、TEL:(代表)089-941-2111(内線2156))に対して苦情を申し立てることができる。

6 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。

愛媛県公営企業管理局県立病院課施設係

所在地:〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 第1別館5階

TEL:(直通)089-912-2816/089-912-2810 / (代表)089-941-2111 内線2816

FAX:089-947-6007

電子メールアドレス:epnh-db@eph.pref.ehime.jp

ホームページアドレス:<https://www.pref.ehime.jp/soshiki/121/>